

令和6年度「人権教育総合推進地域事業」事業実施報告書

委託先（ 栃木県 ）

1. 調査研究のテーマ、概要

| | |
|----------|--|
| 調査研究のテーマ | 自他共に認め合い、自己肯定感を高める人権教育の推進 ～学校・家庭・地域の連携を通して～ |
|----------|--|

○調査研究のテーマを設定した目的

本県が定める栃木県人権教育基本方針に基づき、地域の実態を踏まえ、人権尊重の精神の涵養を育む教育の充実を目的として、上記調査研究のテーマを設定した。詳細については、以下のとおりである。

さくら市においては、人権教育を人づくりに資する基盤の教育として位置付け、学校教育と社会教育において、一人一人の人権が尊重されるまちづくりに寄与するような様々な教育活動を進めている。令和5年度は「人権教育総合推進地域事業」の指定地域として、学校・家庭・地域が連携した様々な取組を進め、一定の成果が見られた。今後、人権教育を通じて培われるべき資質・能力である自己肯定感に関して、さらに高めるための取組が必要であることが見えてきた。そこで、これまでの取組を継続し、人権尊重社会の実現のための実践行動に結びつけるために、自己肯定感を一層高める人権教育の推進が必要不可欠と考え、本テーマを設定した。

○調査研究の概要

本調査研究テーマである「自他共に認め合い、自己肯定感を高める人権教育」の推進を図るため、学校では主に「互いに認め合える学級・学校づくり」や「差別解消を図るための資質・能力を育むための授業づくり」等の取組を進める。これは、いじめや不登校等の未然防止、ひいては、人権問題の解決にもつながるものとする。社会教育では、地域住民が様々な人権課題について学び、積極的に地域に発信する等の取組を進める。そして、学校と地域・家庭が連携しながら、誰もが生きがいをもち、思いやりに溢れ、一人一人の人権が尊重された住みよい地域づくりを目指す。

2. 基本情報

推進地域の概要

○都道府県名及び市町村名

栃木県

○推進地域名

さくら市喜連川中学校区

○推進地域市区町村教育委員会名

さくら市教育委員会

○これまでの研究指定等の状況

令和5年度総合推進地域事業

推進協力校の概要

○学校名

さくら市立喜連川中学校

○学級数

10（うち特別支援学級3）

○児童生徒数（名）

215名

○学校名

さくら市立喜連川小学校

○学級数

17（うち特別支援学級3）

○児童生徒数（名）

397名

○指定理由

本研究を実施するさくら市は宇都宮市のベッドタウンとして栄え、JR氏家駅を中心に多くの人口流入がある。一方、喜連川中学校区は江戸時代には喜連川足利氏の城下町、旧奥州街道の宿場町として栄えた歴史地区となっている。現在は新たな商業施設や企業の進出が少なく、人口流入が停滞しており、地域の交流が固定化している側面がある。

しかし、今後は外国人を含めた人口流入が進むことが予想され、誰もが生きがいを持ち、一人一人の人権が尊重される住みよい地域づくりは急務となっている。また、学区内に喜連川少年院と喜連川社会復帰促進センターに加え、児童養護施設があり、様々な家庭環境や生育歴を起因とした愛着障害をもった児童生徒も在籍している。本地区が抱えるこれらの課題は、調査研究テーマに通じるものであり、課題解決に向け、本地区の強みである地域と学校の連携をはじめとした取組を本地区から発信することにより、市内全体、さらには県全体の人権教育の推進が図れると考え、本地区を指定した。

3. 取り組んだ人権課題について

取り組んだ人権課題（該当するものに○印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題1つに◎をつけること。）※人権教育研究推進事業公募要領（別紙）「2. 事業の内容」を必ず確認すること。

| | |
|--------------------|---|
| ①子供 | ○ |
| ②女性 | |
| ③高齢者 | ○ |
| ④障害者 | |
| ⑤同和問題 | ○ |
| ⑥アイヌの人々 | ○ |
| ⑦外国人 | ◎ |
| ⑧-1 HIV感染者等 | |
| ⑧-2 ハンセン病患者等 | ○ |
| ⑨刑を終えて出所した人 | ○ |
| ⑩犯罪被害者等 | ○ |
| ⑪インターネットによる人権侵害 | ○ |
| ⑫北朝鮮当局による拉致問題等 | ○ |
| ⑬性的指向、性自認 | ○ |
| ⑭その他（ ） | |

4. 調査研究の内容等

○調査研究の内容

研究指定地域における本調査研究を充実したものとするためには、人権教育指導者の資質の向上は不可欠である。そこで、本県教育委員会が設置する運営協議会委員等を対象として、県教委主催による参加体験型の「人権教育担当者スキルアップ研修」を開催する。

また、当該校の保護者や地域住民が人権教育に対する理解を深め、積極的に関連事業に参加するなど、地域と学校とが連携した人権教育の推進を図るようにする。そのため、保護者等が人権について考えやすい内容で構成した啓発資料を県教委が作成し、学校を通じて保護者等に配布する。内容は、保護者が人権問題に関心を深めるきっかけとなるよう、保護者にとって身近な「子供の人権」に関する内容を中心に掲載するようにする。

さくら市においては、以下のような内容に取り組んでいく。

まず、学校教育においては、あいさつ活動や小中相互授業参観など、本地区の特徴を生かした小中連携の取組を充実させ、9年間を見通した継続的、発展的な人権教育を実践していく。特に、主要な人権課題に位置付けた外国人の人権を中心に、人権問題を直接取り上げる「直接的指導」が効果的に行われるよう、「特別の教科 道徳」や「特別活動」等と関連を図るなど意図的・計画的なカリキュラム・マネジメントにより人権教育を推進する。

社会教育においては、本地区の実態に即したテーマを設定した人権講演会や地域人権学習会を開催したり、多様な人とふれあう機会となる多文化共生イベントを開催したりする。また、学校や福祉施設等と連携を図り、より効果的な取組になるように努める。さらに、外国人を含めた地域住民と小中学生の交流の機会を設けたり、本地区にある少年院、社会復帰促進センターと連携した人権作品展を開催したりすることにより、多様な人権課題に触れる機会を創出する。

○実施方法

① 学校教育における人権教育の推進と家庭との連携

ア. 互いに認め合う学校・学級づくりの実践

- ・児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、一人一人が大切にされる授業や学級経営
- ・発達支持的児童生徒指導
- ・保護者対象とした「子供」の人権に関する学習機会の提供

イ. 9年間を見据えた小中連携の取組を生かした人権教育の推進

- ・人権週間等での小中連携の推進

- ・「外国人」の人権を取り上げた直接的指導を重点的に行うためのカリキュラム・マネジメントの推進
- ・外国学校との交流活動の効果的位置付け
- ・発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の推進

ウ. 各校の取組の家庭・地域への発信

- ・人権だよりの発行
- ・研究の内容、アンケート結果、成果の報告
- ・ホームページの活用

エ. 教職員の人権意識の高揚に向けた取組

- ・校内研修（現職教育での参加体験型研修、指導者としての人権意識を高める研修）
- ・校外研修（ふれあいじんけんフォーラム、人権教育地区別指導者研修への参加）

オ. 推進体制の整備

- ・校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって取り組む体制の構築

② 社会教育における人権教育の推進と地域への発信

ア. 地域住民への人権に関する学習機会の提供

- ・多文化理解や共生に関する人権学習会（参加体験型）と多文化共生イベントの開催
- ・地域住民が人権課題に触れ、人権について考えるための「人権落語」の開催

イ. 地域住民と児童生徒との交流の機会の充実

- ・「喜小きらきらチャレンジ」への地域住民と中学生ボランティアの積極的参加と外国人と連携した多文化理解に関する講座の開催
- ・地域学校協働活動（学校支援ボランティア活動や放課後子ども教室）を通じた異世代交流

ウ. 社会教育における取組の啓発活動

- ・市ホームページ、市広報、生涯学習情報誌による取組の発信
- ・人権だよりの発行、人権作品展・アート展の開催

③ 多様な主体との連携・協働による人権教育の推進

ア. 地域・社会福祉施設との連携

- ・人権教育総合推進会議の設置
- ・地域学校協働本部と連携し、学校と地域が一体となった取組の推進
- ・喜連川社会復帰促進センター、喜連川少年院、被害者支援センター、

児童センターと連携した作品展や研修会等の開催

イ. 県教委、市主催事業との連携

- ・ さくら市青少年センターのあいさつ巡回活動、親子学び合い事業との連携
- ・ ふれあいじんけんフォーラム、人権教育地区別指導者研修等の共催及び参加

以上の取組を推進することで、「自他共に認め合い、人権が尊重される学校・家庭・地域」の形成が期待される。具体的な「予想される事後の姿」は以下のとおりである。

- ① 多様な他者とのふれあいや児童生徒が主体的に取り組むことで、豊かな人間性や自己肯定感が高まり、他者を大切にしようとする児童・生徒
- ② 人権意識が高まり、児童生徒の人権尊重を意識した教職員や保護者
- ③ 地域と学校の連携を促進することで、地域全体で一人一人の人権を大切にしたい関わりをしようとする地域社会



喜中: クラスの人権宣言



喜小: 一人一人がすばらしい



喜小: 保護者の学習会



直接的指導 (外国人の人権)



喜小: 生命(いのち)の安全教育



喜中: 現職教育「性の多様性」



人権落語・講演会



人権学習会 (外国人の人権)



喜小: 多文化理解の講座



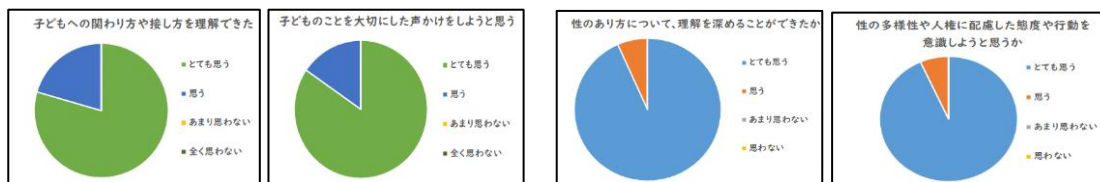
地域じんけん作品展

5. 検証・評価・改善・普及

| 児童生徒対象の人権に関するアンケートの結果（事前・事後の変容 R5.5 ⇒ R6.12） | | | |
|--|-------------------------|------------|------------|
| 側面 | 評価指標内容 | 小学校(n=270) | 中学校(n=203) |
| 知識的側面 | 「いじめはどんな理由があってもしてはいけない」 | 95%⇒99% | 97%⇒99% |
| | 「いろいろな人権問題があることを知っている」 | 63%⇒79% | 86%⇒94% |
| 価値的・態度側面 | 「自分にはよいところがある」 | 79%⇒86% | 71%⇒76% |
| | 「自分は先生や友達、家族から大切にされている」 | 92%⇒95% | 93%⇒93% |
| 技能的側面 | 「自分と違う考えも受け入れている」 | 86%⇒93% | 93%⇒93% |
| | 「人が困っているときは進んで助けている」 | 86%⇒93% | 87%⇒87% |

これらの結果から、授業での学びをはじめ、広報紙・作品展・掲示物などを通して、児童生徒の人権に関する知的理解が深まったと言える。また、自己肯定感の高まりが見られ、共感的理解を基盤とした人間関係が構築された。市内の全小中学校において、さらに自己肯定感を高めるための取組を推進していく必要がある。

また、保護者や教職員、地域住民へのアンケートの結果はそれぞれ下記のとおりである。



保護者対象の学習会「子供の人権」

喜中現職教育「性の多様性」

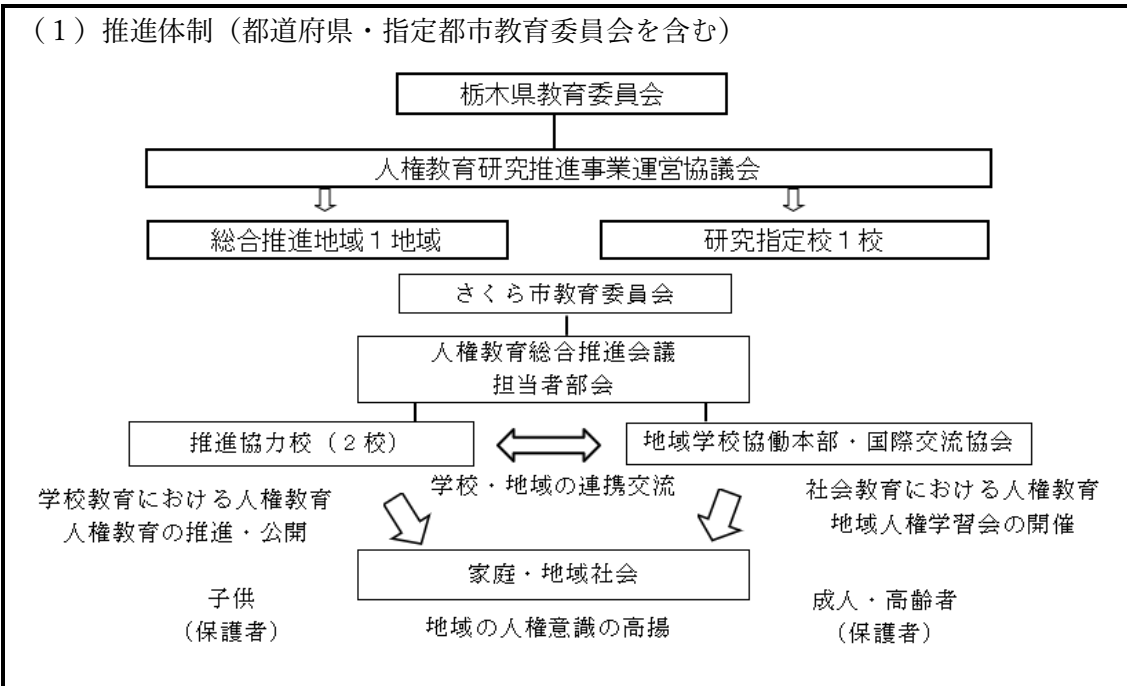
【自由記述（抜粋）】

- ・戦争は最大の人権侵害であると思った。言葉が分からなくても笑いは通じる。子供たちのキラキラした目が印象に残った。（人権落語・講演会）
- ・人は違うのが当たり前ということを行動や言葉で生徒に伝えていきたい。自分も多様な考えをもてるように学んでいく。（喜中現職教育）
- ・外国人に対する偏見をもたないようにする。外国人だからという理由で距離を置くのではなく、互いに理解しあえる社会にしたい。（人権学習会）

自由記述からは、人権課題の理解と他者の人権を大切にしようとする意識の高まりが見られた。今後は、多様な人権問題について学ぶ機会を設け、各々の人権課題を自分事として捉えることができるような講座を実施することが課題である。

これらの取組を人権だより等に掲載し、各学校・地域へ配付することで普及・啓発を行った。また、市HPや情報誌等において研究の実施状況を公開し、広く発信した。委託期間終了後も、小・中学校が連携し9年間を見据えた人権教育を推進するとともに、地域とともに誰もが尊重される「人権を大切にしたい地域づくり」を進めていく。

6. 推進体制（都道府県・指定都市教育委員会を含む）



♡ 人権啓発だより④ ♡

子ども「じんけん」通信

令和6年3月 発行

「人権(じんけん)」って、誰かのことではない、みんなに関係すること…

「人権を尊重しよう」って
言われるけど、それはなぜ
なんだろう？

かんがえてみよう…



人権を尊重する
自分のことも、まわりの人の
ことも認め、大切にすること

「平和」はみんなの心の中に！

人間は、戦争をはじめとして、これまでに多くの失敗を繰り返して、そのたびに
よりよい国、よりよい社会を作ろうと努力してきました。

その失敗の原因のほとんどは、**お互いのことをよく知らない**ことでした。実は、
今でも、よく知らないことが理由でいろんな人権問題が起きています。

こうした問題をなくし、平和で幸せな世の中をつくるためには、**一人ひとりの心
の中に、「お互いを認め合う、他の人を思いやる、全体のきまりを守る」といった『人
権を大切に**する気持ち」がなくてはなりません。

だから、このような考え・気持ちを育てていくことが大切なので、
学校でも地域でもいろんな活動をととして『人権を尊重する』トレー
ニングをしているのです。

コントロー先生



学校生活で『人権
を尊重すること』
がどのくらいでき
ているか確認して
みよう！

Check!
✓

- まわりの人に明るくあいさつをしている。
- 友だちの名前を「さん」等をつけて呼んでいる。
- 遅れて来た友だちや、前の日に休んだ友だちにやさしく声をかけている。
- 係の仕事に協力してとりくんでいる。
- 年下の子にやさしく接している。
- 友だちが間違えても、ひやかさない。
- 授業中の「話し合い」では、お互いの意見をよく聞いて、違う意見も認めている。
- みんなで使うものを大切にしている。
- 困っている友だちがいたら助けている。
- 人はそれぞれ違うということに気づいている。
- 「男だから」「女だから」という理由で、役割を決めたり、似合う色を決めたりしない。
- 誰かの意見に流されず、自分で考えるようにしている。

『人権を尊重する』場面って
こんなにあるんですね。
これ以外にもどんなことが
大切か考えてみましょう。



インターネットの人
権侵害は、最近増え
ていて、とても身近
で大きな問題になっ
ているんだ。
「ネット上だから大
丈夫！」って思っ
てないかな～？



考えよう！
インターネットの
人権侵害



インターネット上では…

- 直接会って話すよりも、お互いの感情がわかりづらく、誤解や行き違いが起きやすくなる。
- 書き込まれたことや誰かの悪口などが、どんな時間でもすぐに広がってしまう。
- 周囲の大人や先生が気づかない。



グループから外す、うその情報を書き込む、恥ずかしい画像を広める…
などの行為を軽い気持ちで行ってしまい、気づいたときには大きな問題になってしまふ。

- ★ ネットに書き込みをする前に、よく考えよう。
 - ★ 冗談のつもりでも、相手を傷つけたり、追い詰めたりすることがあることに気をつけよう。
 - ★ 相手の立場になって、「こんなことをされたらどんな気持ちになるか」を想像しよう。
- 気を付けることは、日常生活と同じです！ ネット上でも、自分も他の人もお互いが幸せになるような行動をしよう。



保護者の皆さま、地域の皆さまへ

「こども基本法」
ご存じですか？



「こども基本法」は、2023年4月に成立した法律です。第1条には、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの権利の擁護が図られ、誰もが幸せな生活が送れるよう、全てのこどものための法律であることが明記されています。

全てのこどもが、一人の人間として人権・権利を大切にされることや差別をされないことが、基本理念の中心になっています。



わたしたちこどもには、
どんな権利があるの？

差別をうけないこと

愛されること

意見を表明し参加できること

表明した意見が尊重されること

平等に教育を受けられること

など、16個以上の権利があります。

「こども基本法」は、こどもを大切にするための法律です。それと同時に、こどもが自分自身に権利があることを学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があり、お互いの権利を大切にすることを知るためにも重要な法律です。

「こども基本法」を詳しく知りたい方は

こちら⇒



こども基本法動画
「おしえて！こども基本法」
出典：こども家庭庁
(<https://www.cfa.go.jp/aaa/>)
【参照 2024-02-26】



基本理念には、「家庭や子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」も示されています。親の役割と同様に、地域全体で子育てをサポートしていくこともさらに重要になってきますね。



「地域あったかじんけん作品展」を開催しました



児童・生徒・地域の方から心があたかくなるような作品を募集し、喜連川小学校のラウンジに展示しました。児童は“じんけんキャラクター”を考え、まわりの人に優しくすることや思いやりをもって接することの大切さに触れました。また、地域の方には、「一人一人を大切にすること」、「自分の命を大切にすること」などを表現したメッセージやポスターを応募いただき、改めて人権について考える機会となりました。

さらに、「喜連川社会復帰促進センター」と「(公社) 被害者支援センターとちぎ」にもご協力いただき、作品やパネルの展示を行いました。様々な境遇の方が互いに助け合って生きていくことの重要性を感じる作品展になりました。